

## 平成27年総務企画委員会会議録

1. 招集年月日 平成27年12月14日
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 平成27年12月14日 午前9時00分 委員長宣告
4. 審査事項

### 1. 付託案件

- 議案第85号 可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第86号 可児市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第87号 可児市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第88号 可児市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第89号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第94号 可児市小口融資条例の一部を改正する条例の制定について
- 請願第5号 平和安全法制整備法及び国際平和支援法に反対する請願
- 陳情第10号 平成28年度税制改正に関する提言について
- 陳情第11号 沖縄の米軍普天間飛行場の代替施設建設の早期実現、沖縄米軍基地の整理縮小及び負担軽減を求める意見書の採択を求める陳情

### 2. 各部における条例の制定・改正予定または新規事業等について（報告）

- (1) 可児市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例の一部改正について
- (2) 可児市基金条例の一部改正について
- (3) 企業本社機能移転・拡充推進のための固定資産税不均一課税を新設する条例の制定について
- (4) 可児市企業立地促進条例の一部改正について
- (5) 農業振興地域整備計画の改定について
- (6) 中濃地域農業共済事務組合規約の改正に伴う議会同意について

### 4. 報告事項

- (1) 花フェスタ2015ぎふの総括について（報告）
- (2) 可児市観光ランドデザイン本篇について（現状報告）
- (3) 可児市第四次総合計画後期基本計画の策定（パブリックコメント）について
- (4) 新可児市まちづくりビジョン（新市建設計画）の変更について

5. その他

- (1) 議会報告会での意見対応分担について
- (2) 日本ライン議長協議会における提案について

5. 出席委員 (8名)

委員 長	澤 野 伸	副 委 員 長	天 羽 良 明
委 員	林 則 夫	委 員	可 児 慶 志
委 員	山 根 一 男	委 員	伊 藤 壽
委 員	渡 辺 仁 美	委 員	大 平 伸 二

6. 欠席委員 なし

7. その他出席した議員

議 員 伊 藤 健 二

8. 説明のため出席した者の職氏名

市長公室長	前 田 伸 寿	企画部長	佐 藤 誠
議会事務局長	吉 田 隆 司	総務部長	平 田 稔
観光経済部長	牛 江 宏	財政課長	酒 向 博 英
総務課長	杉 山 修	税務課長	大 澤 勇 雄
総合政策課長	瀬 瀬 新 吾	経済政策課長	宮 崎 卓 也
収 納 課 長	鈴 木 広 行	産業振興課長	桜 井 孝 治
観光交流課長	坪 内 豊	議会総務課長	松 倉 良 典

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局 記 書	小 池 祐 功	議会事務局 記 書	村 田 陽 子
--------------	---------	--------------	---------

○委員長（澤野 伸君） それでは定刻となりましたので、ただいまから総務企画委員会を開会いたします。

それでは協議題1. 付託案件に入ります。

なお、審査において、可児市議会基本条例第12条に規定する自由討議を希望される場合は、委員長に対して自由討議を求める動議を行ってください。委員会に諮り、賛同される委員が見えれば自由討議を行います。

それでは、議案第85号 可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは執行部の説明を求めます。

なお、執行部の方に申し上げます。答弁する際には手を挙げ、委員長の許可を得てから発言をお願いいたします。

それでは、議案第85号に対する説明をお願いいたします。

なお、説明に多少時間を要するという案件でございますので、委員の皆様、よろしく願いいたします。

○総務部長（平田 稔君） おはようございます。

それでは、資料番号1番の議案書4ページをお願いいたします。あわせて提出議案説明書、資料番号4番の説明書では1ページになります。

それでは、議案第85号 可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、番号法）に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

この条例は、番号法の規定によりまして、個人番号を利用する事務を定めるものでございます。

詳しい内容を総務課長から御説明いたしますので、よろしくお願ひします。

○総務課長（杉山 修君） それでは、改めて議案書の4ページをごらんください。

改正理由といたしまして、条文には直接関係ございませんが、番号法と自治体条例との関係につきまして御説明をさせていただきます。

番号法におきましては、市が行う国や他自治体等との対外的な個人番号の情報連携につきましては、特定個人情報の提供ということで、番号法そのものを直接適用できます。このことから、市の条例に定めることなく実施することが認められておりますが、同一機関内の複数の事務で特定個人情報を利用する内部的な情報連携につきましては、番号法第9条第2項の規定によりまして、全て条例で定めないと実施できない事務とされております。

なぜこうなっているかという、国の立場からしますと、対外的な提供は、やりとりのログが残って、後で何かあった場合でも追跡調査ができるので、法律において自治体でできることを決めてしまってもいいのですが、内部的な利用というのは証拠を残さずにできてしま

うので、各自治体で条例で定めることで、それぞれが内部利用する内容を把握させることかと思っております。

これを受けまして、この条例は個人番号の利用が開始される平成28年1月、来月から番号法に定める特定個人情報を外部提供できる事務と、あと番号法には規定されておりませんが、社会保障や地方税で庁内連携が必要な一部の事務について、特定個人情報の庁内での内部利用ができるようにするために、さきの9月定例会において新規制定の議決をいただいたというところでございます。

一方ですが、番号法におきましては社会保障、地方税、または防災に類する事務についても、条例で定めれば個人番号を利用できると規定されております。この類する事務というのは、自治体の独自利用事務というふうと呼ばれておりまして、可児市におきましても、この独自利用事務での特定個人情報の内部利用を福祉医療事務等で近い将来に実施できるように検討してきたところでございます。また、この独自利用事務につきましては、国の特定個人情報保護委員会の認定を受ければ、対外的な情報連携もできるようになることも、番号法に規定されております。

こういった中で、その特定個人情報保護委員会から対外的な情報連携が想定される独自利用事務が幾つか示されまして、全国の自治体等との特定個人情報の相互提供を希望する場合には、平成27年12月までに庁内情報連携に関する条例を整備した上で、来年の2月までに委員会に届け出てほしいという連絡が、実は8月末にございました。ということで、この独自利用事務についての追加の部分が9月定例会には間に合わなかったということで、今定例会でこの条例改正により追加をお願いすることになってしまいました。皆様には、新規条例を上程させていただいてすぐの改正で申しわけありませんけれども、よろしくお願いいたします。

それでは、改めて議案書の4ページをごらんいただきたいと思っております。

改正内容についてでございますが、第4条、4ページの一番下でございますが、ここにおきまして個人番号の利用範囲を規定し直します。まず第1項におきまして、この条例の別表第1に定める、いわゆる独自利用事務において個人番号を利用できる旨を規定いたします。

例えば議案書5ページの別表第1、5ページの右下のほうをごらんいただきますと、ここに第1号で福祉医療費助成事務というものが載っておりますし、もう1枚めくっていただきまして6ページのほうに参りますと、3号のところは外国人に対する生活保護に関する事務などを規定しております、これらを独自利用事務ということにさせていただきます。そして、この条例を御議決いただいた場合は、国の特定個人情報保護委員会の認定を受けることで、これらの別表1に定める独自利用事務において、対外的な情報連携もできるようにしていきたいというふうに考えております。

続きまして、また5ページに戻っていただきまして、条文の第4条の第2項なんですが、この条例の別表第2で定める事務において、あと第3項がその次でございますが、ここで番号法の別表第2、ちょっとややこしいんですけど、2項でこの条例の別表第2、第3項で番

号法の別表第2で規定する事務において、それぞれの別表で定める特定個人情報を市で内部利用できる旨を規定いたします。

現在のこの条例の別表は、6ページから7ページの左側の欄に記載してございますが、ここにおきましては税の収納、滞納管理と、あと健康づくり、健康増進の2つの事業のみを規定しておりましたが、その後国から示された事例と突合して洗い出しをさせていただいたところ、随分長くなりますが、この別表第2、6ページから16ページにかけまして、右側の改正後の欄に記載した事務について、特定個人情報の庁内での内部利用をできるようにする必要がありますことが判明いたしました。これらの事務は、市の実務におきまして、本人同意とか個別法に基づいて、パソコン上とか書類などで個人情報を現在はやりとりしているという社会保障や地方税の事務でございまして、特定個人情報になっても従来と同様に庁内連携が必要であるということから、この条例の別表第2として規定し直すことで追加をさせていただきたいと考えております。

例えばですけど、番号法の中では、社会保障や地方税に関する事務におきまして、生活保護に関する特定個人情報が利用できることとされているのですが、実は生活保護法というのは日本人のみが対象でございまして、外国人に対しては法律に基づかず行政措置として行われている事務ということでございます。こういうことから、番号法の規定だけでは外国人の生活保護について個人番号が利用できないということになりますので、先ほどお話ししましたとおり、この条例において外国人の生活保護を独自利用事務と位置づけるとともに、例えばこの条例の別表第2、6ページの一番下のところをもう一遍ごらんいただきますと、ここでは例えば保育所での障がい児の支援に関する事務において、外国人の生活保護に関する特定個人情報を内部利用できることと規定するということといたことで、番号法だけでは対応し切れない情報連携を条例で規定することによって実施できるようにいたしたいと考えております。

施行日は、現行条例と同様に、個人番号の利用が始まる平成28年1月1日といたしております。現行条例はまだ施行されておられませんので、改正後の条例がそのまま新たに1月1日から適用されるという形となります。

御説明は以上です。御審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（澤野 伸君） それでは、これより議案第85号に対する質疑を行います。

質疑のある方。

○委員（山根一男君） 説明、御丁寧にいただきまして、ありがとうございます。

一言で言いますと、今までは個々に同意を得た上でしか適用できなかったものが、番号法に対する同意を得たものとして、各部署で、いろんな事業について、そういうことなしに進めることができるというふうに解釈していいんですか。

○総務課長（杉山 修君） 今まで個人情報は本人同意を得れば利用できるということになっていきますけど、番号法の中では、特定個人情報は本人同意があっても基本としては利用できない、本当に生命・身体に緊急の場合があるときだけ利用できるということになっておりま

す。ですから、個別の同意がとれませんから、この条例で議会の御承認をいただくことで内部利用ができるようにするという、番号法の体系ではそういうことになっております。

○委員長（澤野 伸君） ほかに質疑はよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは討論を終了いたします。

これより議案第85号 可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第85号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第86号 可児市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは執行部の説明を求めます。

○市長公室長（前田伸寿君） それでは、よろしく願いいたします。

資料番号4、提出議案説明書1ページの下から2つ目の段でございます。それから、議案書の1番の17ページをお願いいたします。

それでは、議案第86号 可児市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

改正趣旨につきましては、公的年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられることに伴い、再任用職員の増加が見込まれるために改正するものでございます。

平成25年度以降、公的年金報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に60歳から65歳に引き上げられていることに伴い、無収入期間が発生しないよう、地方自治体においても職員を再任用するよう国から通知がございました。可児市においても、平成26年度から再任用として運用を開始しております。今年度8月に人事院勧告がございましたが、その中でも職員の再任用に触れ、高齢層職員の能力と経験の活用の観点からも、フルタイム中心の再任用を求められているという状況でございます。

現在につきましては61歳が年金支給開始年でございますので、1年間のみの再任用ということでございますので、短時間で運用しております。しかしながら、来年からは65歳に引き上げられるということで、無収入期間が発生するということとともに、ことしの10月に共済年金が厚生年金と一元化されたということに伴いまして、年金プラス賃金の月額が一定の金額

を超えた場合、年金の支給が一部停止、または全部が支給停止になるということになりました。よって、来年度以降の再任用につきましては、フルタイムで再任用していくということとしました。

当然ながら、再任用をフルタイムで任用すれば職員定数に入ってまいりますので、定年退職した職員全てを再任用した場合、平成28年度からは2年間で62歳、その2年後の30年度からは2年間で63歳というような形で、いずれは65歳まで5年間、再任用しなければならないという状況になってまいります。

ここ10年後を見越して、平成35年に定年退職した職員が全て希望したということになりますと、最大で596名の職員になるということになりますので、今回、その数字で条例改正を設定させていただいたものでございます。

17ページを見ていただきますと、第2条でございますが、改正前と比べまして改正後のそれぞれの区分で新しく職員を割り振りしてございます。

18ページを見ていただきますと、第2項を追加しております。これにつきましては、兼務職員、従前はそれぞれの枠の中で兼務を設定しておりましたが、今回は第2項で兼務を新たに規定させていただきまして、柔軟な職員体制をとるということで新たに盛り込みをさせていただきます。

これにつきましては、平成28年4月1日から施行という形で改正をお願いするものでございます。

以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

○委員長（澤野 伸君） これより議案第86号に対する質疑を行います。

質疑のある方。

○委員（山根一男君） ちょっと実質的な質問で申しわけないですけども、ふえることによりまして、各部署にどのような待遇で配置されるのか、あるいはこれによりまして臨時職員が減っていくという目算があるのかどうか、その辺の見解をお聞かせいただいてもよろしいでしょうか。

○市長公室長（前田伸寿君） 再任用の職員につきましては、基本的にそれぞれ採用する職種、それから給料表の級数が、それぞれ現段階の部長職ですと、3級落ちの4級で採用するという形になってまいります。現在4級は主任・主査級でございますので、そういった職種に充てることとなります。課長につきましては、今現在6級ですので、3級の再任用という形になると主査級になります。なので、そういった職種の仕事、分担についていただくということになります。

当然ながら、今職員数が少ないということで、それを補うために期間業務についていただいている部署等ございますが、当然再任用するということになれば、期間業務で賄っている部分、これは再任用で運用すると即時判断等が当然ながらできますので、そういった部分では、現在期間業務で行っている業務についても再任用を充てていくということになるかというふうに思っております。

- 委員（山根一男君） 非正規職員との関係はどうか。
- 市長公室長（前田伸寿君） 具体的にどういった内容の質問ですか。
- 委員（山根一男君） それに取ってかわる部分があるのかどうかということですね。
- 市長公室長（前田伸寿君） 先ほど御回答したとおり、現在、期間業務、お1人でやっている業務プラスアルファの部分が、再任用職員であればできるというふうで判断しておりますので、現在、期間業務1人に対して再任用1人を充てるということじゃなくて、業務全体の中で考えていきたいと思っております。
- 委員長（澤野 伸君） 再任用職員によって非正規職員数を減らす影響が出てくるかという質疑だと思います。そういった影響があるかどうかということですけど。
- 市長公室長（前田伸寿君） 再任用職員をあてがうことにより、市民サービスの向上が増すのではないかというふうに考えております。
- 委員（可児慶志君） 改正前と後で、各部局における人数の上限比率が若干違うような部分があると思いますが、重点的に配分をしたところの説明を全般的にしていきたい。特に教育委員会の関係のところが増員が全くないようですが、この辺を中心に、ちょっと説明をしてください。
- 市長公室長（前田伸寿君） トータル64人がプラスされておると、532人から596人ということで増加した割合が2割ですので、基本的に各部局に2割増という形では考えておりますけれども、教育委員会につきましては、従前が、事務局が28人、その他の所管に属する学校の教育機関というのが20人と、48人ございます。現在の教育委員会の職員数が実質32人ということで、16人の余裕が教育委員会にはございますので、今回の定数増については教育委員会はさわっていないというところでございます。
- 選挙管理委員会につきましては、これは兼務でやっておりますので、専任の係長が1人おります。これについては、これ以後についても体制は変わらないということで、さわっておりませんので、市長部局を除いた議会事務局、監査委員、それから農業委員会につきましては2割増という形で乗せておまして、差し引いた残りについては全て市長部局に張りつけたという形でございます。
- 委員（渡辺仁美君） 単純な質問ですので、あるかないかでお答えいただければ結構です。
- 再任用職員の能力の高いこととか、無収入期間が軽減されるとか、そういった理由はすぐわかりますけれど、端的に、その方たちを再任用することによって、私が心配するのは、新卒、既卒の新しい採用者の数に影響があるかないか、この点でございます。
- 市長公室長（前田伸寿君） これにつきましては、一般質問の後の議案質疑の中でもお答えをさせていただきましたけれども、基本的に従前どおり現役職員については運用してまいりますので、現在20人前後の新規採用職員がございしますが、これについては今後についても同様に運用できるという形でございますので、来年度以降についても20人前後の新規採用は採用できるというふうに考えております。
- 委員長（澤野 伸君） ほかに質疑はよろしいでしょうか。



[挙手する者なし]

ほかに発言もありませんようですので、質疑を終了させていただきます。  
続いて討論を行います。よろしいですか。

[挙手する者なし]

それでは討論を終了いたします。

これより議案第86号 可児市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議案第86号については原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続いて、議案第87号 可児市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは執行部の説明を求めます。

○市長公室長（前田伸寿君） それでは、よろしく願いいたします。

まず資料番号1、議案書の19ページ、それから資料番号4、提出議案説明書の1ページの最下段をお願いいたします。

議案第87号 可児市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

改正の趣旨につきましては、地方公務員法の改正に伴い、改正をするものでございます。

まず19ページ、第1条、可児市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正するものでございますが、表のとおり、法律改正にあわせて語句の修正をするものでございます。

ページめくっていただきまして、20ページをお願いいたします。

第2条でございます。可児市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正するものでございます。第3条におきまして、任命権者が報告しなければならない事項を追加または修正をするものでございます。

21ページをお願いいたします。

第3条で、可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を表のとおり法律の改正にあわせ項ずれと、それから語句の修正をするものでございます。

施行日につきましては、平成28年4月1日からでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（澤野 伸君） これより議案第87号に対する質疑を行います。

質疑はよろしいでしょうか。

[「なし」の声あり]

それでは質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

それでは討論を終了いたします。

これより議案第87号 可児市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決を行います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第87号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第88号 可児市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは執行部の説明を求めます。

○市長公室長（前田伸寿君） それでは、よろしく願いいたします。

資料番号1、議案書の23ページをお願いいたします。あわせて資料番号4、提出議案説明書の2ページ中段をお願いいたします。

議案第88号 可児市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

改正の趣旨につきましては、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、改正をするものでございます。

議案書23ページ以降の可児市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正の付則第5条におきまして、他の法令による給付との調整について、共済年金を厚生年金とするよう、所要の規定を整備するものでございます。

同じく27ページ、これ以降の可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の付則第5条において、同じく他の法令による給付との調整について、共済年金を厚生年金とするよう、所要の規定を整備するものでございます。

そのほか38ページ、附則第2条と、39ページの第3条において経過措置を規定するものでございます。

施行日につきましては、平成27年10月1日の公布の日からでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（澤野 伸君） これより議案第88号に対する質疑を行います。

質疑のある方、よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

[挙手する者なし]

討論もないようですので、それでは討論を終了いたします。

これより議案第88号 可児市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議案第88号については原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第89号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは執行部の説明を求めます。

○総務部長（平田 稔君） それでは、議案書の40ページをお願いいたします。提出議案説明書は2ページでございます。

議案第89号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

この条例は、地方税法の改正によりまして改正するものでございまして、詳しい改正内容につきましては収納課長から御説明いたします。

○収納課長（鈴木広行君） 資料番号1、議案書40ページをごらんください。

今回の可児市税条例の一部を改正する条例は、猶予制度の改正でございますので、条例の内容に入る前に、猶予制度について御説明いたします。

猶予には、徴収の猶予と換価の猶予がございます。徴収の猶予は、災害や病気などで徴収金を納付することができない場合に、申請に基づきまして、原則1年間、徴収を猶予するものです。換価の猶予は、滞納者の財産を直ちに差し押さえて換価することで、滞納者が生活の維持を困難にするおそれがあると認められるときは、原則1年間、換価を猶予するものです。

今回の平成27年度税制改正によりまして地方税法に申請による換価の猶予が創設され、また既存の徴収の猶予と職権による換価の猶予の見直しが行われました。これによりまして、徴収の猶予、職権による換価の猶予、申請による換価の猶予の3種類の猶予につきまして、具体的な申請手続、期間などを条例で規定するものでございます。

施行日は、平成28年4月1日でございます。

それでは条例の内容です。

初めに第5条の2、徴収猶予を御説明いたします。

第1項は、徴収の猶予または猶予期間の延長における猶予期間内における分割納付の方法としまして、隔月ごとの分割納付とすることを定めております。

第2項は、隔月ごとの分割納付における各納期限と納付金額を定めることを規定しております。

41ページをごらんください。

上の段の第3項は、やむを得ない理由があるときは、約束した分割納付の各納期限や納付金額を変更することができることを定めております。

少し飛びまして、下段の第5条の3、徴収猶予の申請手続等について定めております。

第1項は、災害や病気などで徴収猶予を申請する場合の申請書に記載する事項を定めております。記載事項は、徴収金を納付できない理由など6つの事項でございます。

42ページをごらんください。

中段下にあります第2項は、徴収猶予を申請する場合の添付書類を定めております。添付書類は、災害や病気などで納付できない事実がわかる書類など4つの書類でございます。

43ページをごらんください。

上段の第3項は、修正申告によるさかのぼりの課税など、課税遅延によります徴収猶予を申請する場合の申請書に記載する事項を定めております。

少し飛びまして、第7項は申請書や添付書類に訂正箇所があった場合において、申請者が訂正する期限を20日と定めております。

その下の第5条の4、職権による換価の猶予でございます。

第1項は、換価の猶予または猶予期間の延長における猶予期間内における分割納付の方法として、隔月ごとの分割納付とすることを定めております。

44ページをごらんください。

上段の第3項は、換価の猶予における提出書類について定めております。

その下の第5条の5、申請による換価の猶予でございます。

第1項は、換価の猶予を申請する場合の申請期間を納付期限から6カ月と定めております。

次の第2項から45ページの第7項までは申請手続などを定めておりますが、徴収の猶予の場合と同様の内容となっております。

次の第5条の6、担保を徴する必要がある場合でございます。

現行の地方税法では、猶予する徴収金が50万円を超える場合は担保を徴収しなければならないとされておりますが、地方税法の改正に伴いまして、条例で猶予する金額が100万円以下である場合、または猶予期間が3カ月以内である場合は担保を徴収しないと定めております。

以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○委員長（澤野 伸君） これより議案第89号に対する質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

それでは質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

それでは討論を終了いたします。

これより議案第89号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第89号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第94号 可児市小口融資条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは執行部の説明を求めます。

○観光経済部長（牛江 宏君） 資料1の議案書と、資料4の説明書のほうで説明します。議案書のほうは58ページ、それから説明書のほうが4ページでございます。

今回の改正につきましては、4の説明書のほうにありますように、中小企業信用保険法の改正で引用条項が改まりましたので、その関係で市の条例を改正するというものです。

詳細については、産業振興課長から説明させていただきます。

○産業振興課長（桜井孝治君） それでは、議案第94号 可児市小口融資条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

この条例は、小規模企業者を対象にした市の融資制度について定めております。今回改正しますのは、条例第4条、申込人の資格中の引用条項でございます。

市の小口融資制度では、県の信用保証協会の信用保証を活用して、中小企業信用保険法に定める小規模企業者をその対象としておりますが、この法律が本年10月に改正され、従来の1号から第6号に加えて、第7号、小規模NPO法人が加えられたところでございます。

一方、国の動向を見ますと、国が2007年に信用保証協会が保証する割合は、これまでの100%から原則80%に引き下げました。しかし、小規模企業者を対象とした国の小口零細企業保証制度につきましては、これの除外といたしまして100%保証のままといたしましたが、そのかわり新たな対象枠の拡大は行わないということにしております。今回の法改正後の対象を、従来の1号から第6号のままとしております。この制度に対応した県の小規模企業資金融資制度におきましても、対象を国と同じく1号から6号のままとしております。市の小口融資制度においても、国の制度に基づく融資制度でございますので、国・県との対象者の整合を図るものです。

改めて、58ページの条例案をお願いいたします。

左側は改正前、下線が引いてあります中小企業信用保険法第2条第3項は、これまでは第1号から第6号全てが対象でしたので、個別に記載することはございませんでした。右側の改正後では、今回の法改正により第7号が新たに定められましたが、対象はこれ以上拡大し

ないとの国の方針により、これまでの第1号から第6号と限定されましたので、引用条項を改めるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行いたします。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（澤野 伸君） これより議案第94号に対する質疑を行います。

質疑のある方。よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

それでは討論を終了いたします。

これより議案第94号 可児市小口融資条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第94号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました執行部からの議案審査は全て終了いたしました。

それではお諮りいたします。本日審査いたしました案件に関する委員長報告案の作成については、委員長・副委員長に御一任いただきたいと思いますと思いますが、御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めますので、そのようにさせていただきます。よろしくお願いいたします。  
ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前9時45分

再開 午前9時47分

○委員長（澤野 伸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

請願第5号 平和安全法制整備法及び国際平和支援法に反対する請願についてを議題といたします。

初めに、事務局に請願の朗読をさせます。

○議会事務局書記（小池祐功君） それでは朗読をいたします。

平和安全法制整備法及び国際平和支援法に反対する請願。

2015年11月17日、可児市議会議長様。請願者、可児市菅刈815、玉置隆雄。紹介議員、伊藤健二、富田牧子。

趣旨。戦後70年のことし、私たちはさきの大戦から多くのものを学び、平和の大切さを心から願い、経済発展にも努力してきたのではないのでしょうか。

しかし、昨年 of 集団的自衛権行使容認の閣議決定の法制化として成立した安保2法により、日本は「戦争をしない国」から「戦争する国」への歴史的な転換となりました。平和憲法を持つ国として、到底許されるものではありません。

さきの国会では、審議の段階でこの法の必要性・立法事実がなくなり、多くの憲法学者や司法にかかわった人々からも憲法違反との意見が表明されました。そして、何よりも国民一人一人が声を上げ、連日のように全国で安保2法反対の行動がなされました。

こうした国民の声を無視し、9月19日に参議院で、数の力で踏みにじった強行採決は、許しがたいものです。平和主義を投げ捨て、立憲主義、民主主義をじゅうりんした今回の暴挙は、日本国憲法と第9条を否定するものです。

この安保2法の速やかな廃止を強く要望し、可児市議会として政府と国会への意見書提出をお願いします。

項目1. 平和安全法制整備法及び国際平和支援法の執行を中止し、廃止を求めること。以上です。

○委員長（澤野 伸君） 続いて、可児市議会会議規則第117条に基づき、紹介議員である伊藤健二議員の委員外議員の発言についてお諮りをさせていただきます。

それではお諮りいたします。委員外議員 伊藤健二議員に本請願に関する発言を求めることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。それではそのようにさせていただきます。

暫時休憩といたします。

休憩 午前9時50分

---

再開 午前9時51分

○委員長（澤野 伸君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

伊藤健二議員、本請願において補足説明があれば御発言をお願いいたしますが、よろしいでしょうか。

○委員外議員（伊藤健二君） 私は、先回の委員会で、議会基本条例に基づいて、今回の請願審査に当たり、請願者をお招きして意見を聞いていただくということについては期待をしていたところではありますが、委員会の結論としては、必要あるとき請願者の参加を求めていくということで、結論としては必要がないということになったというふうにお聞きしましたので、その請願者の気持ちを代弁して、簡潔に、本請願についてしっかりとした御審議をお願いしたいというふうに思います。その趣旨について、この後発言をいたします。

今回の請願は、前回、5月に請願が出され、6月の議会で審議をしていただいた内容とは、これを取り囲んでいる社会状況も、そしてまた法律として成立をしたそのものについて大き

く変化が生まれているということがございます。

その内容は、御存じのとおり平和安全法制整備法並びに国際平和支援法という形で、計11本の法律が成立をしました。その過程においてはさまざまな問題がありますが、一応国会を通過したと、成立したというふうになっております。

兵たん支援に関する関係では海外派兵恒久法を初めとする3本の法律、そして集団的自衛権の行使にかかわっては武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律等5本の法律、このほか国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律であるとか、自衛隊法であるとか、国家安全保障会議設置法に関しては上記10本全部にかかわる話であります。こうした11本の法律があり、いよいよ日本が、この請願趣旨に書いてありますとおり、70年の戦後の歴史の中で今後は戦争もし得るといふ国家に、戦争する国になってしまう、そういう危険に実際に突入をしたということではないでしょうか。

ですから、まさに審議をしていたときとは違って、改めて全国民、そしてこの可児市民もさまざまな影響を受けるわけでありまして。海上輸送にかかわっている職業についての可児市民であれば、こうした武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律等の影響を当然受けますし、航空、海運、その他陸送も含めまして、さまざまな点で国民生活に戦争の実施体制、実行体制というもの大きな影響を与えてまいります。そうした意味で今請願が、市民の中から改めて集団的自衛権行使容認の法制化という中身が市民にどう影響を与えるのか、しっかりとした目線で市議会で審議をしていただきたく思います。これは絶対に待たないでやっていただかなきゃいけない、そういう内容だというふうで紹介議員としても感じました。ぜひこの点はしっかりと御論議をいただきたいと思っております。

また、もう1つ、可児市議会独自の問題で、7月の可児市議会議員改選選挙を経まして、今ここにおられる総務企画委員会の委員の皆さんも、同じ方もおられますが、そうでない方も多数おられます。事実、先回の総務企画委員会では、委員から私はぜひ話を聞いてみたいという御意見もございました。私も傍聴させていただいて、なるほどなと思っております。また、改選の点から、ぜひ新しいメンバーなんだからしっかりと一から議論をすることは大事だということを他の委員も指摘をされておりました。こうして3名の委員が、請願者をお呼びしてしっかりと聞くべきだという点を言われました。しかし、多数決原理によりまして、3対4ということで、今回は請願者がこの場におられませんが、その気持ちを含めまして、私が今るる社会情勢の問題、そして市議会として市民の安全・平和を確保していくという立場から、しっかりとした審議がなされる必要があると強く思います。

いずれにしても、今、市議会は選挙によって選ばれた政治家、行政と政治をしっかりと管理、チェックをしていく役割を担ったものであります。当然、これは今の日本国憲法を基軸としまして、立憲主義を正しく理解をし、憲法の定めに応じて法が適切につくられ執行されていったかどうか、そしてそれが市民に与える影響はどうか。地域内法律である条例についても市議会が点検、チェックをしていくわけでありまして、こうした立憲主義の立場、議会制民主主義の立場をしっかりとチェックする必要があるかと思っております。



残念ながら、今回の法律制定は、こうした立憲主義の観点から見ましても、日本国憲法の第9条を否定するというものであって、これについては明確にやはり問題ありという意見を市議会として出していただくのが相当であろうというふうに強く思います。

その点で、この請願項目であります平和安全法制整備法及び国際平和支援法の執行を中止するように廃止を求めていることが、今この請願者、市民の願いに応える道だと強く思いますので、十分な御審議をお願いしたいと思います。以上であります。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

それでは質疑を行います。質疑のある方、よろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

それでは質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前9時58分

---

再開 午前9時58分

○委員長（澤野 伸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、可児市議会基本条例第12条に規定する自由討議を求める方はお見えでしょうか。

○委員（山根一男君） 自由討議を求めたいと思います。

○委員長（澤野 伸君） ただいま山根委員から自由討議の動議が出されました。

これに御賛同される方。

[賛成者挙手]

それでは自由討議を開始いたします。

自由討議で御発言のある方。

○委員（山根一男君） 今、紹介議員からもありましたように、非常に国民の世論と申しますか、二分されているというか、私の見方では、この法案に反対する国民のほういろんなどころから見ても多いと見ているのですが、それだけ市民に関心の高い問題でもありまして、直接そういった危機も迫ってくる可能性もあるというふうに受けとめていますので、これはよく審議した上で、この委員会としまして、これを採択する方向でぜひ考えていただきたいなど思っているのですが、いかがでしょうか。

○委員長（澤野 伸君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時01分

---

再開 午前10時01分

○委員長（澤野 伸君） 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

自由討議の御発言のある方お願いします。

○委員（渡辺仁美君） 部分採択の方法がないのであれば、私はこのまま採択に賛成するつもりはないのですが、この請願が採択されない場合でも、私は、この違憲であるというこ

ろを強く地方議会として何か提言していく方法はないかなと、その辺を探っていきたいと思  
います。

○委員長（澤野 伸君） ほかに御発言は。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、自由討議を終了いたします。

それでは討論を行います。討論のある方。

○委員（山根一男君） 今、自由討議のほうでも申しましたように、立憲主義をないがしろに  
した行為であることは、私は事実だと思っています。最終的には、最高裁判所の判断はまだ  
出ておりませんが、民主主義の国家でありながら、非常に法を無視したような形で今  
進行されているということに関して、地方議会としてこれはぜひとも声を上げるべきこと  
でありますので、この請願に関しましては採択すべきことだと思っています。

○委員（伊藤 壽君） この平和安全法制関連の2法につきましては、国会に提出された以降、  
請願にもありますが、憲法学者とか、与党の幹部とか、閣僚経験者からも異論があったと思  
います。

まだ法案が十分に説明されたとは思いませんが、そうした経緯もありますが、やはりその  
後、参議院でこの2法は可決されまして、請願にある平成27年9月に成立しております。

この法律につきましては、成立してから3カ月しかたっておりません。今後、国際情勢や  
世論の動向などを見ながら対応していただきたいというふうに思います。したがって、  
今速やかにこの法律の廃止を強く要望するということについては、好ましくないというふう  
に思います。

したがって、この請願については採択しないというような方向と考えます。以上です。

○委員長（澤野 伸君） 他に御発言はよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは討論を終了いたします。

これより請願第5号 平和安全法制整備法及び国際平和支援法に反対する請願についてを  
採決いたします。

挙手により採決いたします。

請願第5号を採択とする方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。よって、請願第5号については賛成少数で不採択といたします。

続いて、陳情第10号 平成28年度税制改正に関する提言についての採択を求める陳情を議  
題といたします。

それでは、この陳情の取り扱いについて、御意見を求めます。

○副委員長（天羽良明君） 中身も見せていただきまして、重要な課題かとは思いますが、今  
回は聞きおきでいいかと思ます。

○委員長（澤野 伸君） ただいま副委員長から聞きおきとの御意見がありました。これに

御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、陳情第10号については委員会聞きおきとさせていただきます。

続きまして、陳情第11号 沖縄の米軍普天間飛行場の代替施設建設の早期実現、沖縄米軍基地の整理縮小及び負担軽減を求める意見書の採択を求める陳情を議題といたします。

それでは、この陳情の取り扱いについて、御意見を求めます。

○副委員長（天羽良明君） こちらのほうも新聞・テレビ等でも注目を集めている件で、大変重要なことかと思いますが、今回は聞きおきでいいかと思います。

○委員長（澤野 伸君） ただいま副委員長から聞きおきとの御意見がございましたが、これに御異議ありますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、陳情第11号については委員会聞きおきとさせていただきます。

暫時休憩といたします。

休憩 午前10時08分

---

再開 午前10時08分

○委員長（澤野 伸君） 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

以上で本委員会に付託されました請願と陳情の審査は終了いたしました。

それではお諮りをいたします。本日審査した請願に関する委員長報告案の作成につきましては、委員長、副委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めますので、そのようにさせていただきます。

それでは、ここで午前10時15分まで休憩といたします。

休憩 午前10時08分

---

再開 午前10時17分

○委員長（澤野 伸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議題2. 各部における条例の制定・改正予定または新規事業等について（報告）を議題といたします。

それでは、まず(1) 可児市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○企画部長（佐藤 誠君） それでは、可児市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例の一部改正について。

これにつきましては、3月の定例会に上程する予定でございますので、詳細につきまして財政課長がこれから説明をいたします。

○財政課長（酒向博英君） それでは、資料1に基づきまして御説明をさせていただきます。

この条例の改正予定時期につきましては、今、部長が申し上げましたとおり平成28年3月定例会でお願いしたいというふうに考えております。

2番目の改正の趣旨でございますが、公の施設の指定管理者の指定の手續におきまして、現在は可児市指定管理者選定委員会設置要綱に基づく指定管理者選定委員会を設置しまして、指定管理者の候補者の選定を行っているところでございますが、現在、この指定管理者選定委員会は要綱に基づく私的諮問機関という位置づけでございます。この位置づけから、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関に変更したいというふうに考えております。

この地方自治法第138条の4第3項の規定は、地方公共団体は法律または条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会、その他の調停、審査、諮問、または調査のための機関を置くことができるという規定でございます。

附属機関というところの私的諮問機関という区分けでございますが、附属機関というのは今申し上げました法律、条例に基づく調停、審査、諮問、または調査のための機関ということでございまして、私的諮問機関の今の位置づけはこの附属機関に該当しない機関ということで、例を申し上げますと市政運営の諸計画を策定するために、市民の皆さんとか関係団体から意見を聴取することを目的とした機関、例えば従前のありました事業評価市民委員会のような、そういった組織でございます。

2つ目としては、具体的な案件が生じた際に、それを選考、選定するためのスポット的に招集される短期的な機関ということで、今現在は指定管理者選定委員会をこちらのほうに位置づけておりますので、要綱ということでやっておるところでございます。

ただ、来年度以降、この選定に加えて評価のほうも指定管理者選定評価委員会として、選定・評価を同一の委員会で行うということを予定しております。したがって、スポット的ではなく継続的な審査会の位置づけになるということと、委員会の行う業務が、特定の事項について市長のほうへ意見や見解を述べるという位置づけになりますので、今現在の私的諮問機関から附属機関に変更したいというものでございます。

3番目の主な改正内容としましては、そこに書いてありますとおり、現在のこの条例に指定管理者選定評価委員会の設置を新たに規定するということ。2つ目として、所掌事務、それから委員の任期等について必要な事項を新たに規定すると、そういった条例の一部改正でございます。説明は以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） これより質疑を行います。

質疑のある方。

○委員（可児慶志君） 改正趣旨の最後の「公平かつ適正に」という部分というのは、非常に意味が深い話なんですけれども、この間うち、たくさんの指定管理の変更があったり、新たにつくられたりなんかしてきていますが、その中で感じるのは、今まで公が行ってきたことを始めるわけで、民間事業者からすると新たな起業的な要素がかなり含まれていると感じら

れるわけですね。そういう新たな分野に進出する、あるいは新たな事業として起こすというようなことになると、非常に勇気が要るし、リスクも高いんですが、その辺のところを地元では、やってなかったことを新たに起こしていくということに対する、地元の起業する人たちに対する支援というものが「公平かつ適正に」というような部分に含まれておるかどうか、ちょっと確認したい。含まれておるかというよりも、優先をするべきではないかなという印象を感じるんですね。市外あるいは県外の事業者が地元の仕事を出してしまうというのは、市税確保の面においても、あるいは地元の従業員の確保等、問題がいろいろ含まれてくると思うので、その辺の地元に対する優遇策というのが「公平かつ適正に」というような部分にどう含まれているのかというのは、ちょっと知りたいところです。

○**財政課長（酒向博英君）** まず「公平かつ適正」という部分でございますが、今の指定管理者選定委員会のメンバーは、学識経験者、これは大学の先生、それから財務等も関係してくるということで税理士会、それから行政書士会のほうに委員の選任をお願いして、そちらから選んでいただいた方、それから市民委員ということで、各種団体のほうから御推薦いただいた方ということで、今年度の指定管理者の選定につきましては5名の委員の方で3つのグループをつくって選定していただきました。

その委員の人選につきましては公正というふうに考えておりますが、今おっしゃられた地元経済というか、新しく指定管理者に参入をして、そこで新たな展開を考えるという場合に、審査の段階においては、当然サービスの内容とか、それから指定管理者のこれからの新しい提案ですとか、そういったところは市内・市外であっても、そこはやっぱりきちっと一番いい提案をしたところを評価するということが大事だというふうに考えておりますが、地元という部分については、現在地域経済の貢献という欄も審査項目の中の一つに設けているところですが、今後そのウエート等を高くしていくかどうかという部分があるかというふうに思います。

ですので、今おっしゃられたように、今後そういったところを地域で力をつけていただいて、より指定管理者としての力を発揮して、サービスを向上していただくために、地元の事業者が参入しようとする、そういったところの審査の配点等をどういうふうにしていくかという部分が課題かなと思います。

○**委員（可児慶志君）** 市内に経験者がいない場合は、明らかに格差がついてくるというのは言わずもがななんですね。だから、それに同じようなサービス、質を求めていくというのは、ある意味ではスタートからでは、企画書の段階から格差が明らかについている。幾ら企画書なんかをつくってみても明らかなんです。明らかというところで、もうマイナスなんですよ。

じゃあ地元という部分に対しては、それをフォローするだけの地元経済にという部分がどの程度の点数配分がされるかということが非常に重要な要素になってくるので、この辺を十分配慮してもらいたいということだけ申し上げておきます。

○**委員（山根一男君）** 私の理解が足りないかもしれませんが、趣旨のところでお尋ねしたいんですが、一番最後のところ、指定管理者の選定・評価を同一の委員会で公平かつ適正に

実施するという事は、今は同一じゃないということですね。選定の権限を与えるというふうに読み取れるんですけど、その辺の説明をお願いできますか。

○財政課長（酒向博英君） 今はまだ内部評価の段階でございます、当然、毎年各事業者からの業務等の報告を受けて所管課がモニタリングをして評価しているという、いわゆる市内部の評価にとどまっております。これを指定管理者を選定した委員会そのものが、選定とあわせて、選定の段階でのそうしたプレゼンテーション等が本当に適切であったかどうかということも踏まえて、同じ委員会で評価をしていくということによって、より一層評価の内容が高まるんじゃないかというふうに考えています。

○委員（山根一男君） 委員会が選定をして、でも決定は市がやるわけなんですよ。評価については、今までは、極端に言えば選定した委員会は責任を持ってなかったということですか。

○財政課長（酒向博英君） 今現在は、委員会の業務に評価まで入っておりません。

○委員長（澤野 伸君） ほかに御発言は、よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは発言もないようですので、これで終了いたします。

続きまして、(2)可児市基金条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○企画部長（佐藤 誠君） 可児市基金条例の一部改正につきましては、これは合併特例債を財源といたしました基金を造成するために、来年の3月定例会に上程するものでございます。詳細につきましては、財政課長が御説明いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○財政課長（酒向博英君） それでは、資料2に基づきまして御説明をさせていただきます。

2の改正の趣旨でございますが、これは合併市町村における地域住民の連携の強化及び地域振興のために、旧合併特例事業債を財源として、地方自治法第241条第1項の規定により設けられた基金を設置すると、これが改正の趣旨でございます。前段の地域住民の連携の強化及び地域振興をもう少しわかりやすく申し上げますと、今年度見直します新市建設計画に基づく事業を着実に推進していくために、新たに基金をつくって活用していくというものでございます。

改正の内容としましては、現在の積立基金の表の中に（仮称）まちづくり振興基金の設置を追加するものでございます。

基金の概要でございますが、旧合併特例事業債と申しますのは、新市建設計画に基づいて行う次の事業等に対する財源として借り入れができる地方債ということで、1番目としましては合併市町村のまちづくりのための建設事業、これはこれまでも活用しております合併特例債、建設事業で活用する特例債でございます。

もう1つ、②として合併市町村振興のための基金造成、これが認められております。これが今回つくろうとする基金でございます。

この基金造成による対象事業は、(2)としてありますが、新市の一体感の醸成に資するもの、それから旧市町村単位の地域の振興ということで、ソフト事業が想定をされておりますので、新市建設計画に定めるそうしたソフト事業の活用をしていくというものでございます。

(3)として、基金造成（借り入れ）可能額でございますが、これは合併市町村によって上限額を定めておまして、可児市は借入額、いわゆる地方債の上限額が15億4,000万円となります。そうしますと、基金の造成の借り入れに基づく上限が幾らかと申しますのが、次の算出式でございます。式としましては、3億円掛ける合併関係市町村数ということですので、可児市の場合は2ということになります。3億円掛ける2足す1万円掛ける増加人口、これは可児市兼山の場合は1,811人です、足す5,000円掛ける合併後の人口が9万3,463人ということで、これは平成12年の国勢調査人口でございます。この算出式で出しますと、金額は約16億2,800万円でございます。したがって、可児市の場合は約16億円が基金造成の上限額となると。一般財源を最小限持ち出した場合は、この額になるということです。これに合併特例債の充当率0.95を掛けた数字が約15億4,000万円ということでございます。

この基金のための借り入れにつきましては、元利償還金の70%が、これまでの合併特例債と同様に、後年度の普通交付税の基準財政需要額に算入されますので、一般財源の負担は約30%になるというものでございます。

もう1つメリットとしましては、この基金は、一定の範囲内で基金の取り崩しが可能という基金でございます。当初は、いわゆる基金の果実のみの運用という規定になっておりましたので、なかなか果実のみでこうしたソフト事業をとすることは、可児市兼山の場合は、当初は余り想定といたしますか、活用をするという考えがなかったわけなんです。平成18年の通知によりまして、基金の取り崩しが可能ということに変更になっております。どのような場合に基金の取り崩しが可能かといいますと、前年度末に償還が終わった額が取り崩し可能ということでございます。当然、用途は新市建設計画に定める事業に使うということになっているわけですが、したがって、ある程度自由度の高い基金であるということと、元利償還金の7割は算入されるということで、今後の新市建設計画の事業を推進していくためにもこの基金の造成は適切であるというふうに考えまして、3月議会でお願ひするものでございます。以上です。

○委員長（澤野 伸君） これより質疑を行います。

質疑のある方。

○委員（可児慶志君） 対象事業ということで、ソフト事業という漠とした説明であったんですけど、もうちょっと具体的に説明してください。

○財政課長（酒向博英君） 今年度見直しを進めております新市建設計画、新可児市まちづくりビジョンの中におきまして、例えば美濃桃山陶の聖地を推進するための事業ですとか、それから美濃金山城址の整備事業ですとか、そうした事業になります。それから、美濃金山城址を生かしたまちづくりですとか、そういったものです。また、新市一体のためのランドデザインに関するような事業、そうしたものにこの基金が使えるというふうに考えておりま

す。

○委員長（澤野 伸君） ほかに御発言は。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、これで終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時36分

---

再開 午前10時37分

○委員長（澤野 伸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(3)企業本社機能移転・拡充推進のための固定資産税不均一課税を新設する条例の制定について及び(4)可児市企業立地促進条例の一部改正についてにつきまして、関連がございますので一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○観光経済部長（牛江 宏君） お願いします。

今、委員長から説明がありましたように、(3)と(4)は関連があるということで一緒に説明させていただきます。

ちなみに(3)のほうは総務部税務課、(4)のほうは観光経済部経済政策課の所管でございます。説明のほうは、私ども観光経済部のほうから説明をさせていただきます。

資料につきましては、資料3ということで見ていただきたいと思います。

今、表題については説明しましたように、企業本社機能移転・拡充推進のための固定資産税不均一課税を新設する条例の制定及び企業立地促進条例の一部改正ということで、これは地域再生法の変更に伴いまして、企業が本社機能を地方に移転する場合に、地域再生計画をつくるという特典があるという中で、条例を改正することも視野にしてということで、これは計画そのものの概要については9月の委員会の中で御説明させていただきました。その後、10月に国の認定を受けまして、自主的に進めることが可能となりましたので、これにつきまして、条例の部分について3月の改正を視野に入れて、今回説明をさせていただくものです。

概要については、経済政策課長から説明をしますので、よろしく申し上げます。

○経済政策課長（宮崎卓也君） 9月の総務企画委員会において御説明いたしました企業本社機能移転・拡充に係る地域再生計画は、部長の説明にもありました10月2日に国の認定を受けました。

資料の表にございますように、県を4つの地域に分けた計画となっております。可児市は東濃クロスエリアに属することになります。

この資料の中段の図でございますが、こちらに示しましたように、この計画に基づきまして本社機能移転を行おうとする事業者がございました場合、この事業者から特定業務施設整備計画というのを県に提出していただきまして、それが認定されますと、県及び可児市から



支援・優遇措置が受けられるとそういう仕組みでございます。

これらの支援・優遇措置につきましては、図の中の吹き出しに記載してございますが、その支援優遇措置の中の一つに固定資産税の不均一課税の実施というものがございます。

この不均一課税を受けるためには、建物と償却資産の取得価格の合計が3,800万円以上であることなど、その省令において適用要件が定められてはおりますが、軽減した税率ですが、税率に関しましては各市町村の条例で規定するという必要がございます。そこで、今回、企業本社機能移転・拡充推進のための固定資産税不均一課税を新設する条例、これはまだ仮称ではございますが、条例として新規制定するものでございます。

条例の趣旨といたしましては、これは3年間を予定しておりますけれども、一定期間固定資産税を軽減することによりまして本社機能移転を促していこうというもので、具体的な税率につきましては現在調整中でありまして、他市の状況なども勘案しながら税務課のほうで条例案を作成いたしまして、3月議会への上程を予定しているところでございます。

なお、税の軽減分につきましては、普通交付税で一部補填される予定でございます。

それから、もう1つの企業立地促進条例の改正でございますが、固定資産税の不均一課税が適用される場合、奨励金の交付につきましては軽減した税額分を交付するということなど、適用関係を明確にしておく必要があるということで、それを規定しておこうというものでございます。この条例において、改正が必要かどうかという、その辺の検討も含めまして、3月議会上程に向けて、こちらのほうは経済政策課で準備中でございます。以上です。

○委員長（澤野 伸君） これより質疑を行います。

質疑のある方、よろしいですか。

○委員（可児慶志君） 計画名称、可児市が東濃クロスエリアの範疇に入っているわけですが、これは事前に県から当然打診とかいう話もあったと思うんですが、可児市としては県の決めたことに対してどのようにコメントを出したのか。

そして、この東濃クロスエリアというのは、どのような事業計画を持っておるのか、その辺のところをちょっと説明してください。

○経済政策課長（宮崎卓也君） この東濃クロスエリアにつきましては、計画策定段階で県が4つの地域に分けるということで、可児市を東濃地域のほうに含めるという形です。

これにつきましては、本社機能移転のほうで、可児市が東海環状自動車道とかリニア中央新幹線とか、そういった交通の便、輸送の便等で、東濃のほうのエリアとして企業立地を推進していったほうがよいのではないかとということで、こちらのほうに組み込まれているものでございます。

東濃クロスエリアにつきましては、各市町村は、今ここに載っているように、多治見市、中津川市、通常東濃と言われる地域にプラス可児市、御嵩町が加わった形となっておりますが、この中で優遇措置をあわせて、ある程度横並びでやっていくというような計画にはなっております。以上です。

○委員（可児慶志君） 東濃のクロスエリアに可児市を入れると県が決めてきたということの

説明だったけれども、可児市には打診は全然なかったんですか。それに対して、打診があったとすれば、どのようなコメントを出しているのか。

○経済政策課長（宮崎卓也君） 打診そのものはございませんでした。最初から東濃クロスエリアに含めて計画を策定しますということで、県のほうからは話がございました。それに対して、可児市のほうから特にコメントはしておりません。以上です。

○委員（可児慶志君） 課長のレベルではそういうことかもしれませんが、部長、あるいは市の幹部のほうへ従前からのそういう話というのは全くなかったということは、私は想像つかないけれども、これでそのまま部長はうのみにしておるのかどうか、ちょっとお伺いしたい。

○観光経済部長（牛江 宏君） 今、課長からお話ししましたように、そもそもこの計画そのものが県全体の中で整理をするということで、県主体で動いていましたので、私どもに課レベルというのではなくて、市に対しての基本的に意見照会はなかったというふうに理解しております。

○委員（可児慶志君） この件について、そういう一方的な県の決定であるということであれば、市としてはやむを得ないという部分があるかもしれないけれども、今後、こういうエリア設定については十分に市との協議をしてもらうように、県に改めて申し入れをしてもらいたいと思います。

これだけを見ると、今後、可児市というのはどちらの方向に向いていけばいいのかということを考えると、東濃のほうに向いていけということを県が指導しているように見えるわけで、そうすると、従来おつき合っていた加茂地域というのは一体どうなるんだというようなことになってくるので、分断をされてしまいますよね。この辺についてのきちっとした可児市として、あるいは県としての方向性を市民に説明しやすいよう、整理をきちっとしておいてもらいたいと思います。以上です。

○観光経済部長（牛江 宏君） 今、可児委員が言われたように、今後そういう機会には確認はしっかりしていきたいと思います。

今回、課長が先ほど説明しましたように、特に企業の本社機能を移転するに当たって、岐阜県の中で一つの整理として、いろんな自動車産業とか航空機産業とかある中で、今回、捉え方としてはリニア中央新幹線を中心とした企業誘致というようなところを視野に入れた関係もあったのではないかとというふうに推測されるところはありますが、そういうことは別にしまして、しっかりそういうところはやってまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（澤野 伸君） 他に御発言はよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、これで終了させていただきます。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時49分

○委員長（澤野 伸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、(5)農業振興地域整備計画の改定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○観光経済部長（牛江 宏君） お願いいたします。

資料のほうはナンバー5でございます。よろしく申し上げます。

詳細については、産業振興課長から説明申し上げますが、農業振興地域整備計画というのは、もともと法定計画でございまして、要は農地を守りたいという用途地域以外のところで、農用地として指定してある農地をしっかりと守っていくための計画でございます。これにつきましては、ちょっとの間、変更もされておりました。今回、それをしっかりと計画を変更するというようなことから、平成26年度から基礎調査等をやってまいりましたので、次の3月のときには計画書そのものの説明をさせていただきたいと思っておりますので、現在の状況を説明しますので、よろしく申し上げます。

○産業振興課長（桜井孝治君） (5)番、農業振興地域整備計画の改定についてをお願いいたします。

資料5を使いまして、次の定例会に説明予定の農業振興地域整備計画、いわゆる農振計画の策定状況について説明をいたします。

資料1番の中にありますように、農業振興地域整備計画は国の法定計画でございます。その構成は、2番にありますように、法で定められた文章を中心にした各計画部分と、農用地区域に属する字・番地を具体的に記載した部分とに分かれております。

農用地区域につきましては、毎年最新の状態に更新をしておりますけれども、文章が中心の計画部分につきましては、ここしばらくまとまった見直しを行っていませんでした。これは、計画の根本の考え方であります農業を振興し、農地を保全していくという方針に変更がないためでございます。

一方、統計資料などは順次新たな調査結果が出ておりますので、今回、新しいものに置きかえるとともに、対象農地を精査し、計画については見直しをしております。

策定スケジュールにつきましては、3番にありますように、昨年度行いました農用地現況調査や農業従事者への意向調査などを踏まえて、現在、原案を策定中でございます。次回の定例会に概要を説明させていただいた後、市農業振興協議会への諮問、答申、県との協議に入っております。

また、この農業振興地域整備計画は法定計画であり、総論的になることから、新年度に農業振興地域整備計画における農用地利用計画の運用を補完するものとして、農地活用ビジョンの策定につなげていくこととしております。

以上、現時点での策定状況について説明をさせていただきました。

○委員長（澤野 伸君） これより質疑を行います。

御発言のある方、よろしいですか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、これで終了いたします。

続きまして、(6)中濃地域農業共済事務組合規約の改正に伴う議会同意についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○観光経済部長（牛江 宏君） 中濃地域農業共済事務組合の規約につきましては、改正の場合には議会同意が必要となっております。

3月までに規約のほうを改正したいと思っておりますので、それについての準備状況ということで、産業振興課長から説明申し上げます。

○産業振興課長（桜井孝治君） (6)番、中濃地域農業共済事務組合規約の改正に伴う議会同意についてをお願いいたします。

この案件につきましては、次の定例会に議決をお願いするものでございますが、現時点でわかっていることを口頭で説明をいたします。

中濃地域農業共済事務組合につきましては、可児市を含む中濃圏域の市町村を範囲に農作物等が被害を受けたとき、その災害補償をするための共済制度を一部事務組合として運営をしています。組合の本所は現在関市に置き、川辺町に可茂支所を置いておりますが、職員の削減に伴い支所機能が十分に果たせなくなったため、本年度末の3月で可茂支所を閉所し、新年度の平成28年4月より業務を関市の本所に統合するものでございます。

統合に当たりましては、組合規約の変更を行うこととなりますが、そのためには構成市町村の議会の同意をいただく必要がございますので、今回、事前に報告をさせていただきました。

以上、平成28年3月末での可茂支所の閉所について、現時点でわかっていることを口頭で説明いたしました。以上です。

○委員長（澤野 伸君） これより質疑を行います。

質疑のある方、御発言のある方、よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、これで終了いたします。

これで議題2. 各部における条例の制定・改正予定または新規事業等について（報告）を全て終了いたします。

ここで午前11時5分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時55分

---

再開 午前11時04分

○委員長（澤野 伸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議題3. 報告事項に入ります。

まず初めに、(1)花フェスタ2015ぎふの総括の報告についてを議題といたします。

それでは執行部の説明を求めます。

○観光経済部長（牛江 宏君） それでは、お手元の資料6のほうで説明させていただきます。

花フェスタ2015ぎふにつきましては、6月に終わっております。約半年前でございますが、報告のほうは、実は私どもも報告書をまとめた中で議会のほうにさせていただく予定でしたが、実は本体である県のほうがまだ報告書ができておりませんので、私ども、ちょっとそちらとの整合を最終図りたいということもありました。

ただ、一方で精算も終わりましたし一旦区切りもついておりますので、現時点でわかっている内容、ほぼ皆様方御承知をいただいていると思いますが、再度改めて整理しましたので、報告をさせていただきます。

観光交流課長から説明させますので、お願いします。

○観光交流課長（坪内 豊君） それでは説明させていただきます。

初めに概要になりますけれども、期間にございますとおり5月から6月の37日間開催をされました。この星印にございますとおり、期間中の入場者数につきましては41万6,226人ということでして、実行委員会の目標が25万人ということでしたので、こちらは大成功というのではないかというふうに考えております。

1日平均が1万1,249人で、土・日につきましては約2万人の方に御来場いただいております。1日最多につきましては3万5,475人、これは5月30日に行われましたナイトローズガーデンの開催をされた日になっております。

内容に参ります。

内容につきましてはですが、まず開会式、これは5月16日に行われました。この中で内容にございますとおり、ウエルカムアトラクションとしまして、可児市少年少女合唱団などが行っていました。開会式は、兼山小学校のマーチングバンドの演奏に合わせまして、可児市長が開会宣言をするというような形で始まっております。

めくっていただきまして、2ページをお願いします。

期間中につきましては、37日間を5週に分けまして、週ごとにテーマを設定して行われました。県民参加型でイベントを実施されました。こちらは全市町村が参加して、ステージイベントのほうを実施しております。325団体、延べ8,873名が参加をしたというものでございます。この写真をごらんいただきたいんですけども、この写真のようなボランティアスタッフ約90名が、暑い日が続く中ですが、おもてなしをしてくださいました。

それから、その次のスペシャルイベントというところをごらんいただきたいんですけども、先ほどの最多入場者がありましたナイトローズガーデンですね。こちら5月29日と30日の2日間で行われまして、内容としましては、夜のバラ鑑賞、それから美濃和紙のあかりアートとか、花火なんかも行われたという企画でございました。

次、3ページをお願いします。

このような中、5月30日から6月5日の7日間は可児市ウィークということで、可児市の主催で行わせていただきました。プリンセスホール雅を中心にいろいろ行わせていただきましたけれども、こちらのステージは津山市歴史友好20周年、それから森蘭丸の生誕450年記

念というような意味も込めたステージでございました。中身としましては、津山市の友好ステージとして、津山市から銭太鼓とかさくら太鼓、そういったものを披露いただきまして、可児市としましては兼山小学校のマーチングバンド、烏峰太鼓、戦国武者行列など、そういったものをやらせていただいております。それから、6月1日から5日までの間につきましては、ヤイリギターの協力音楽ステージとか、可茂地域の市町村ステージといったようなステージが繰り広げられました。

プリンセスホール雅周辺につきましては、市内グルメ、特産販売とか、津山市から友好出店をいただきまして、ホルモンうどんを出していただいております。あと体験ブースとして、ガラス工芸、ヤイリギターのワークショップ、市民団体の活動発表としまして鳩吹山ともの会、木曾川左岸遊歩道友の会など、こういった団体に出していただきまして、竹細工教室とか、そういった体験ブースが運営をされておまして、大変好評でございました。

あと、花のミュージアムは、可児ガラス工房によるガラスアート展、それから荒川豊蔵パネル展を行っております。

次、4ページをごらんいただきまして、茶室につきましては陶芸協会の作品展が開かれまして、あと特別企画としまして「随縁に集う」と題しまして、5月29日、6月5日の2日間、計4回、紺野美沙子さんとか中島誠之助さんなんかのゲストの講演を含めたガーデンパーティー、呈茶とか、そういったことによりまして美濃桃山陶の聖地をPRさせていただいております。参加人数は、全員で74名の方に参加をいただきました。

それから、その下の日程表がありますけれども、こういった形で、期間中、施設いっぱいを使いまして、市民の皆さんが主役の、そういったイベントを開いた1週間でございます。

5ページをごらんください。交通対策とございますけれども、こういった形で駐車場を初めとしましていろんな対策をして開催をいたしました。市といたしましても、路上駐車により地元の方に迷惑がかからないように、来客の多い土・日に職員を割り当てまして対応に当たりました。結果といたしまして、37日間、大きな混乱はなく閉会日を迎えることができたという内容でございます。

6ページをごらんください。こちら花フェスタ2015ぎふ入場者数とありますけれども、この表にございますとおり、可児市ウイークを含めて花のきれいな5月23日から6月5日ぐらい、この期間が入場者数がピークであったということをごらんいただけるかと思えます。以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） これより質疑を行います。

質疑のある方、御発言等よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、これで終了いたします。

次に、(2)可児市観光グランドデザイン本篇についてを議題といたします。

それでは執行部の説明を求めます。

○観光経済部長（牛江 宏君） それでは資料ナンバー7でお願いいたします。

可児市観光グランドデザイン本編につきましては、一般質問等でもいただいたところがございますが、詳細について、今回説明する機会を持たせていただいております。

可児市観光グランドデザインにつきましては、現在、（仮称）可児市観光グランドデザイン（案）という形、それから現在策定中のグランドデザインの本編を足した形で、来年度から可児市観光グランドデザインとして正式に計画書としてのスタートになりますけれども、実態的には中身がスタートしておるものもございます。現時点で整理しているものという説明にさせていただきますので、今後、この計画の中身、特に実施する内容が変更になる可能性がございます。これは、それぞれの団体、特に市民参加のもと進めたいということで、その意見を聞く中で変更する可能性もありますが、現時点での計画案という形で、まずはお聞きいただければと思います。

詳細については、観光交流課長から説明申し上げます。

**○観光交流課長（坪内 豊君）** それでは、資料のほうに基づきまして説明をさせていただきます。

まず策定の目的とありますけれども、これは一般質問でもお話をさせていただいておりますけれども、まず特徴になりますが、地域の皆さんを初め市民、企業の参画を得まして、協働の上、進めていくというのが特徴ということになっております。

目的は、御存じのように当市には歴史、文化、自然のすばらしい地域資源がございますので、こういった地域資源を活用して、まずは市民の皆さんに楽しんでいただきながら、郷土に対する誇りとか愛着づくりを行いまして、そしてこれを交流人口増、地域活性化へとつなげて、さらには高齢者を初めとしました市民の皆さんの活躍の場を創出したいというものでございます。

この観光グランドデザイン本編につきましては、地域資源の魅力を引き出すためのハードの整備、それから市内外からの来客へとつなげる魅力のある仕掛けと、そういったものをあわせた年次計画というふうに御理解いただければと思います。

本日は概要について説明をさせていただきますので、7つの地域資源とありますので、これを1つずつ説明をさせていただきます。

まず2ページをごらんください。

初めに1番目、美濃桃山陶の聖地になります。

コンセプトといたしましては、本質に触れるというものでございます。こちらの4行目にございますとおり、陶芸家の作業場を訪れたり、陶芸家と話をしたり、荒川豊蔵資料館で作品を見たり、荒川豊蔵氏の居宅で休憩、付近の散策、こういったことができるようにしたいというふうに考えておまして、これを陶芸家や地域住民と協働の上、進めたいというふうに考えております。協働の相手としましては、可児陶芸協会を初めとしました陶芸家の皆さんでございます。それから茶道連盟の皆さん等となります。

施設整備になりますけれども、これは御案内のとおり現在整備をしておりますけれども、今年度と来年度で荒川豊蔵氏の居宅及び周辺の整備をするということで進めております。そ

れから散策コースというのを考えておまして、これは郷土歴史館から入りまして、小渕ため池、それから陶芸家の皆さんの作陶場ですね。それから豊蔵資料館、そして居宅というような、そういった流れができればというふうに考えております。

仕掛けといたしまして、これも現在始めておるものもあるのですが、花フェスタ2015ぎふにあわせて行いました「随縁に集う」、こういったようなものとか、先日開催したばかりですけれども、窯めぐりというものを行いまして、これは陶芸家の皆さんのお話を聞いていただいたり、作陶体験をしたり、窯たき体験をしたり、そういったことを行っております。

それから写真の右下にございますとおり、小・中学校お茶講習会としまして、こういった形で郷土のことを知っていくということ、子供のときから進めていくというようなものやっております。

次、3ページをごらんください。

次、戦国城跡めぐりと題しまして事業を考えております。地域資源でございます。

コンセプトにございますとおり、戦国時代、地理的条件から多くの城が築かれた可児市、こちらが特徴的でございます。その中でも美濃金山城につきましては、現在も手つかずの城跡が残っております。貴重な場所でございます。こういったところを活用しまして、城跡の上から木曾川や兼山の町が一望できるような、そんなところになればというふうに考えております。

また、一番最後にありますとおり、久々利城や大森城、今城、土田城など市内に築かれた城を歴史でつないでいきたいというようなことで、城めぐりというような形になればというふうに考えております。

協働の部分といたしましては、今、組織化されました美濃金山城のおまもりたいというところ、それから久々利につきましては城守隊というのがございます。それとか、今城跡は整備する会というのがございます。こういったところと組んでいきたい。

施設整備といたしましては、美濃金山城は山頂からの眺望を確保するというのと、麓からの風景がある程度見えるといいのかなというふうに考えております。久々利城につきましては、地域の城守隊の皆さんで今整備をしてみえる。これは写真が右下のところでございます。そういう形で整備をしていただいております。

それから仕掛けといたしましては、地域の皆さんと協働しているんな、例えばチャンバラ合戦とか茶会とか、そういったイベントを開催して、子供から大人までが楽しめるような、そういった場をつくりたいということと、それにあわせて地域の皆さんの地域づくりの参加者をふやしたいというふうに考えております。それから、タブレットなんかを使いまして当時の城郭を見ることができるよう、そういったVRと言われるものとか、仮想現実空間とか現実空間の拡張、そういったことも研究してまいりたいというふうに考えております。

こちらにつきましては、広域連携というようなことも大事かというふうに考えておまして、例えば犬山城ですね。こういったところと歴史的な関係性というところもございまして、犬山城なんかの連携も含めて考えていきたい。それとか小牧城跡、こういったところ



も考えていきたいというふうに思っております。

次のページ、4ページをごらんください。

こちらは3つ目、木曾川左岸、鳩吹山、可児川下流域、癒やしの空間というところがございます。

コンセプトといたしましては、自然に癒やされる、水辺で遊ぶというようなことで、こちらは非常に自然景観の美しい地域になっておりますので、ここで自然による安らぎと癒やしを体験できる場所ということで、そういった整備をしたいというふうに考えております。

そして、ここに整備予定の土田渡多目的広場を初めとしまして、こういったところで子供から若い世代を中心とした新しい利用者の増加につなげたいというふうに考えております。

協働としましては、ここがございますとおり、木曾川左岸遊歩道友の会、それから鳩吹山同士の会、鳩吹台を緑にする会、民間温浴施設ですね。それから民間の鉄道会社、国土交通省、漁業協同組合と大変多くの団体がございますけれども、こういった方々の参画を得て進めたいというふうに考えております。

施設の整備としましては、現在も木曾川左岸遊歩道友の会で遊歩道を整備していただいておりますし、土田渡多目的広場など、こちらはかわまちづくりの中で、今の懇談会とかワークショップとか、いろんなそういったアンケートとか行いまして、どういう施設がどういう場所になればいいのかという御意見をいただいているところでございます。そのほか、イベント等の交流人口増への仕掛けとして何ができるかということをお話していききたいというふうに考えております。

こちら木曾川流域の連携というのを考えていきたいというふうに考えております。特に美濃加茂市なんかは、今かわまちづくりで、いろいろあそこ木曾川右岸のほうとして何ができるかというのをお話されるようですし、ずうっと下っていきまして、犬山のあたりまでも連携できるものかなというふうに考えております。

続きまして、5ページをごらんください。

可児駅前のにぎわい空間でございます。

こちらは御存じのとおり、新しい施設のほうの建設ということがございますので、ここは子育て以前の若い人たちも集まりまして、音楽やダンス、パフォーマンスによる自己表現、他者をつながる楽しみを体験する場というふうに書かせていただきましたけれども、いろんな世代間の交流ができるような、そういう広場としての活用をしたいというふうに考えております。

協働としましては、NPO法人の可児市NPO協会とか観光協会、商工会議所とありますけれども、日常的なイベントを開催できるような市民の方をふやしたいと。常ににぎわいのある場所にしたいというふうに考えておりまして、そういう仕掛けをしていきたいということで思っております。

続きまして、6ページをごらんください。

花フェスタ記念公園でございます。

こちらにつきましては、この間のイベントもそうなんですけれども、非常に高いポテンシャルを持っている公園ということは皆さんの共通認識だというふうに考えておりますけれども、こちらにつきましては年間を通じて魅力を持つ公園となるよう、そういった整備を要望していきたいというふうに考えておりますが、こちらは県のほうで新しく意見交換をするような懇談会を新年に入ってから立ち上げるというふうになっておりますので、市長がこの委員となりますので、こういったところを使いまして意見をいろいろ出していきたいということもありますし、同時に事務レベルでもいろいろと担当課のほうと協議していきたいというふうに考えております。

この公園をさらに魅力を上げるということと同時に、ここに訪れた方が、美濃桃山陶の聖地や戦国城跡めぐりなど他の観光資源を訪れていただきますように、そういった可児市の観光交流の東の入り口となるような仕掛けができたというふうに考えております。

協働の相手としましては、岐阜県、それから指定管理者、民間温浴施設などでございます。続きまして、7ページをお願いします。

次は、a 1 a エリアでございます。

この文化創造センター a 1 a につきましては、ちょうど写真にございますとおり、芝生広場ではふだんから多くの親子連れを中心にいろんな若い方々を含めて盛り上がっているところでございます。こういったところで、もともとの高い芸術文化に触れるということもありますけれども、そういったことと同時に、日常的に集い交流する場であるというようなところで考えておりますので、この施設を中心に一帯をさらににぎわいがあるようなエリアとしたいというふうに考えております。

協働の相手としては、指定管理者、それから民間事業所でヤイリギターとか神田商会とかそういったところ、それから民間鉄道会社を考えております。

最後、8ページをごらんください。

7番目の地域資源としましては、ゴルフツーリズムということを考えております。

可児市内では8カ所のゴルフ場がございまして、年50万人を超えるゴルファーの皆さんに御利用いただいているというような状況でございます。健康づくりにも期待ができますゴルフを市民スポーツとして普及したいということと、やはり名古屋圏、国際空港からのアクセスのよさを使いまして、全国、海外からの誘客を拡大したいなというふうに考えております。特にアジアを中心にしましたインバウンド、こういったところにも交流人口の増加のチャンスがあるというふうに考えておりますので、そのあたりの仕掛けをしていきたいというふうに考えております。

協働の相手方としましては、ゴルフ協会、それからゴルフ場の事業者の皆さんといろいろ話をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） これより質疑を行います。

御質問のある方、よろしいですか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、これで終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時25分

○委員長（澤野 伸君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

次に、(3)可児市第四次総合計画後期基本計画の策定（パブリックコメント）についてを議題といたします。

それでは執行部の説明を求めます。

○企画部長（佐藤 誠君） 可児市第四次総合計画後期基本計画につきましては、9月17日の総務企画委員会で説明をさせていただいておりますけれども、総合計画審議会等を経まして基本計画の案がまとまりました。これにつきましては、来年1月5日から25日までパブリックコメントを実施いたします。

詳細につきましては、総合政策課長が説明いたしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） それでは、配付いたしました資料番号8-1をごらんいただきたいと思ひます。

こちらが、第四次総合計画の後期基本計画の案としてまとめたものでございます。

内容の説明につきましては、概要版をつくっております。資料の8-2をごらんいただきたいと思ひます。

1 ページめくっていただきまして、後期基本計画の策定の趣旨、あるいは構成や期間について記載がしてございます。後期基本計画は、平成28年度から平成31年度までの4カ年の計画でございます。

2 ページでございます。後期基本計画の中で実現化する姿として、「住みごこち一番・可児 若い世代が住みたいと感じる魅力あるまちの創造」を掲げまして、高齢者の安気づくりからまちの安全づくりまでの4つの重点方針に沿って、この計画をつくってまいります。

また、2ページが一番下にございますように、後期の基本計画の中で重点方針、4つの柱を支える市政運営についても新たに位置づけをしてまいります。

3 ページ、4 ページをごらんいただきたいと思ひます。

施策の体系としては、2ページで見ていただきました4つの重点方針に沿って後期の施策体系をつくっております。4ページの一覧にございますように、20の施策を後期の基本計画に位置づけをしております。

内容については5ページ以降でございますが、5ページをごらんいただきますと、重点方針1. 高齢者の安気づくりということで、高齢になっても住みなれた地域で暮らし続けることができる関連する3つの施策を位置づけしております。重点的な3つの取り組み、また施策ごとに基本事務を位置づけしております。

7ページには重点方針の2ということで、こちらでは子育て世代の安心づくり、子供や子育てに関する4つの施策を位置づけております。

9ページ、10ページでは重点方針の3. 地域・経済の元気づくりということで、交流人口の拡大、経済の活性化、元気な地域づくりということで、5つの施策を位置づけております。

11ページ、12ページについては重点方針の4ということで、ここは8つの施策がございしますが、まちの安全・安心に関する施策を位置づけております。

この内容については、9月17日の総務企画委員会で骨子としてお示ししていたものと重なりますが、一部修正をして今回取りまとめをさせていただいております。

13ページ、14ページをごらんいただきますと、目標指標の一覧がございします。20の施策全において、目標指標を掲げて実行をしてまいります。

計画の概略としては以上のような形の構成、内容になっておりまして、今後の予定としましては、先ほど部長から申し上げましたとおり、平成28年1月にパブリックコメントを行います。2月に総合計画審議会から答申を受けて、3月中に策定という予定でおります。以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） これより質疑を行います。

質疑、御発言のある方。

○委員（可児慶志君） 質疑というよりも、概要の2ページの絵ですけど、質疑に値するようなことじゃないですが、この絵の意味が全然わからない。かすんでいるところはどういう意味なの。グレーになっている、丸とか何か書いてあるじゃない。その中にも何か縦か斜めにも、何が書いてあるの、これ。全然意味がわからない。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） 見にくくて申しわけございません。

まず真ん中はKの字を、Kプロジェクトということで、今後可児市が重点的に進めていくもののKでございまして、大変見にくくて申しわけございません。

また、4つの重点方針を囲むようにといたしますか、つなぐように丸が囲ってございしますが、これについてはこういった取り組みを市民の皆さんと一緒に取組んでいくと、そういった意味合いでございまして、大変申しわけございません。

○委員（伊藤 壽君） 1ページで、重点事業計画が3年ごとの区分になっていますが、前期の部分で。それから、平成28年度以降は重点事業が4年のスパンで2段になっていきますけど、これはどういう意味でしょうか。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） 後期基本計画、平成28年度からは重点事業計画を4カ年で策定をしたいと。それで毎年見直しもしまして、4年間ずつの重点事業計画をつくっていくというものでございます。

○委員長（澤野 伸君） ほかに御発言、御質疑、よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは発言もないようですので、これで終了いたします。

次に、(4)新可児市まちづくりビジョン（新市建設計画）の変更についてを議題といたし

ます。

それでは執行部の説明を求めます。

○企画部長（佐藤 誠君） 新可児市まちづくりビジョン（新市建設計画）ですけれども、これにつきましても去る9月17日の総務企画委員会で御説明をいたしました。そのうち兼山地域審議会等を経まして変更案がまとまりましたので、本日御説明をさせていただきます。

この件につきましても、来年の1月5日から1月25日までパブリックコメントを行いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） それでは、資料番号9-1をごらんいただきたいと思ひます。

新可児市まちづくりビジョン（新市建設計画）の変更についてということですが、この計画は合併後の新市のまちづくりに関する計画でございます。平成17年5月から平成28年3月までを計画期間としております。この計画に記載をされました公共的施設の整備事業などについては、合併特例債を発行できるものでございます。法律によって、合併特例債の発行期間が平成28年3月から平成33年3月まで5カ年延長されることになりました。この合併特例債を有効に活用して事業を進めるため、計画の一部を変更するものでございます。

変更の概要として表になっておりますが、計画の期間や施策の内容について変更していくというものでございます。

資料番号9-2、こちらがまちづくりビジョンの変更案でございます。変更箇所について網かけで表示をしております。例えば4ページをごらんいただきたいと思ひます。

4ページの中ほど、計画の期間ということですが、計画の終わりの期間が平成33年3月までというようなことになっております。

変更箇所につきましては、資料の9-3で新旧対照表の形で抜き出してありますので、資料の9-3をごらんください。

資料番号9-3については、9月の委員会においても同様の形式で御説明をさせていただきます。左側は新でございますが、下線の部分に変更している部分です。特に9月の説明から変わったものとしたしましては、2ページ、まちづくりの施策でございます。この中で合併特例債の候補となる事業であったり、ソフト事業で重点的なものを記載しておりますが、この事業の追加などをしてあります。

この新市建設計画の施策については、3ページの中段あたりまで続いてあります。

また、3ページの下の方、県事業の推進ということで、県が行う事業や県に要望する事業についても一部修正をしております。

4ページには財政計画となっておりますが、平成27年度以降の推計値については9月に説明したものから差しかえを行っております。10月に行いました最新の財政推計に基づいて数値を入れかえてありますので、よろしくお願ひをいたします。

資料の9-1にまた戻っていただきまして、今後のスケジュールでございます。

平成28年1月にパブリックコメントを行いまして、2月には兼山地域審議会から答申をいただき、県との本協議を行います。3月議会には、この新市建設計画の変更案について議案

として上程をさせていただき予定でありますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） これより質疑を行います。

御発言、御質疑ございましたら、よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、これで終了いたします。

以上で執行部が関係する議題は全て終了いたしました。

以降の議事は委員のみで協議いたしますので、執行部の皆さんは御退出していただいて結構でございます。どうもありがとうございました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時37分

---

再開 午前11時45分

○委員長（澤野 伸君） 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

それでは、そのほか事項に入ります。

まず初めに、議会報告会での意見対応分担についてを議題といたします。

お手元の資料ナンバー10で、総務企画委員会の所管部分についての資料が入っております。事前に全体のものがお手元に来ていたかと思うんですけれども、今回議会報告会全体を通じましておおむね良好な御意見をいただいております、成功ではなかったかという御意見もいただいております。

そうした中において、各班で個別のグループでのお話し合い等々もありまして、いただいた御意見については各班で各議員が対応されてきてはおると思いますが、市民の皆さんからいただいた御意見の中で、特段、委員会で今後協議題にのせていったらいいものがあれば、御提案していただきたいというふうに思っております。

また、資料ナンバー10のほうでも出しておりますが、かなり個別の案件につきましては各テーブルの議員のほうで対応されておるかと思っておりますけれども、ホームページのほうで議会報告会の市民向けの回答についても、委員会として取り上げたもの、そしてまた協議したもののについては議会報告会実施会議のほうで私のほうから報告をさせていただいて、取り扱いのほうを進めていきたいと思っております。

おおむね案ではございますけれども、鳥獣被害対策につきましては、議会のほうでも取り上げまして、予算規模の拡充については働きかけをしておりますので、そういった旨を報告したいなというふうに考えております。

それから、少し飛びますけれども、マイナンバーにつきましては実施がスタートということになりますので、業務実施については委員会でも十分注視していきたいというような類のものを報告していきたいなというふうには考えております。

あと、ちょっと個別のことが多うございますので、当委員会としてはこの程度を議会報告

会実施会議のほうには報告していきたいなというふうには私自身思っておりますので、まず事前に皆さんに私の考えを少し発表させていただきました。

それでは、皆さんに御意見を伺ってきたいと思います。

この件につきまして、市民の皆さんから意見交換会でのいただいた御意見について、どのように対応していくべきかということで、事前に読んできていただいておりますので、少し御意見があれば、委員の皆さんの御意見をお願いいたします。

どうでしょうか。特段ありませんかね。十分意見交換会での市民の皆さんからいただいた御意見、全体も通じてまた見ていただきまして、その都度委員会に生かしていく、また議会活動に生かしていくことがあればお願いしたいなというふうに思います。とりあえず皆さんにお諮りをさせていただいて、私のほうから冒頭申し述べたようなことを議会報告会実施会議のほうに報告させていただくということで、よろしかったでしょうか。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

それではそのようにさせていただきます。ありがとうございました。

それでは続きまして、(2)日本ライン議長協議会における提案についてということでございます。

この件につきましては資料がございませんが、経過を私のほうから説明をさせていただきます。

日本ライン議長会というものが、犬山市を初め、また各務原市など、木曾川を挟んでの交流域の市町で、日本ライン議長協議会というものがございます。この組織で、独自に何か事を起こすということがなかなかできていませんでしたけれども、日本ライン議長協議会としても何らか今後の活動、具体的な施策、また行事に落とし込む等々も含めながらやっていったらどうだろうかという御提案もありまして、可児市としてもこの会に対して提案もできたらいいのではないかとということで、ちょっとお諮りをさせていただきます。もし出た御意見があれば、私のほうから議長に申し述べさせていただいて、議長から日本ライン議長協議会に御提議をしていただくという形になろうかと思います。

この件に関しては、日本ライン共和国というようなものが行政の首長でつくられてはおりましたけれども、そっちのほうもよくわからないような感じがあったようなことも伺っておりますが、観光グランドデザインの本編も作成中ということで、今後広域で連携していくことも多々あるかと思っておりますので、そういった中で具体的に提案ができたらいいなというふうに思っております。

先ほどの御説明の中で、可児市観光グランドデザイン本編の中にもありましたけれども、城めぐりですとか、そういったことで連携が、犬山城を中心としながら、また城めぐり等々で連携ができないだろうかですとか、そういったことを少し提起できたらいいかなというふうに具体的には思っています。これは私の個人的な思いで話をしましたけれど、何かそういったことで日本ライン議長協議会に臨むに当たって、我が議長に少し提案の参考として当委

員会でまとまれば出していききたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○委員（山根一男君） 大変すばらしいことだと思いますし、今おっしゃった犬山城との関係ですね。犬山城はどれぐらいの観光客が来るか知りませんが、すごい数だと思いますけど、そこに可児のお城の紹介は一切ないですよ。そこにワンコーナーというか、1つ置くだけでも導入効果があると思いますし、逆に可児から、犬山市は余りないかもしれませんですけども、とりあえず観光という切り口が一番必要ではないかなと思いますので、ぜひ検討をよろしくをお願いします。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

今、犬山市のほうでは鳩吹山の登山道についての地図は公表していただいております、ただ整備まできちっとできているかという、犬山市と可児市帷子地域の街道の現状があのような形ですので、地図には載せていただいておりますけど、こちらから積極的に何かしているということはありません。そこも含めながら連携を密にできたらいいかなと思いますけれど、山根委員の御指摘のことも少し含めて報告していきたいなと思います。

○委員（伊藤 壽君） そうした観光交流のところで、交流人口をふやしていただくには、できるだけ公共交通機関ですね。特に犬山市と連携などを図っていく上では、名鉄広見線を活用した、それも含めて観光というのに取り組んでいただけたらというふうに思いますが。以上です。

○委員長（澤野 伸君） 名鉄との連携かと思いますが、当然これもまた犬山市を中心に働きかけをしていかなければいけない部分だと思いますが、その部分の名鉄の利用についても少し触れていくということですね。

○委員（可児慶志君） わからないんですけど、日本ライン下りが今のような状態になっちゃうと、せっかくの河川も利用するんだったらラフティングはできないのかなと思います。

○委員（大平伸二君） あれは今民間でやられておるところがあるんですけど、大変難しいようです。

○委員（可児慶志君） どういう点で難しいのかというのがよくわからないんですけど、急流過ぎるということですか。

○委員（大平伸二君） いや、そうではないです。

○委員（可児慶志君） 権利関係ですか。

○委員（大平伸二君） 権利関係もありますし、いろいろ問題があるみたいです。

○委員（可児慶志君） そういったものをもしクリアしてできるのであれば、下って行って、また犬山線を使って戻ってきてもらうというようなことをすると、一つの周遊コースになるかと思うんですけど、郡上市なんかへ行って見ていると、外国の人たちもすごい来ている。ああいう状況を見ると、一つの周遊コースをつくと効果的じゃないかなというような気がする。長良川鉄道があるので、あそこは結構郡上まで使っているという状況があるような気がするけど、うまいことならないかなと思っている。

○委員（大平伸二君） 犬山市や各務原市も含めて、木曾川の水面をどうやって利用していく



かという御提案だと思imasるので、やっぱり流域の市町村で木曾川をいかに利用するかということをも議題に上げていただくことになります。その中で何が観光利用ができるのかということだと思imasますが、それには両岸を一つとして、整備も含めて考えないと進めない問題も多々ありますので、ぜひこれから議題に上げていただきたいということでございます。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。今いただきました御意見をまとめまして、議長のほうに報告をさせていただきたいと思imas。

今、公共交通の名鉄の関係、それから城めぐりの件、それから木曾川の水面利用ということですね。ラフティング等々具体的なお話もありましたが、権利関係等々もありますので、少し調べてからまた議長のほうにも報告していきたいと思imasが、あとほかに何か。

○委員（渡辺仁美君） 観光のことが出たのでついでになんですけれども、総務企画委員会で視察に行きまして、私も一般質問で取り上げさせていただいたんですけれども、一番あったらいいなと常に思っているのが、日帰りスポット的に可児市は捉えられていますけれども、地形的といいますか、例えば犬山市に行ったりいろんなところに行って、そこから可児市で1泊して高山市に向かうとか、そういう観光ルートのなものも今後考えていけたら、やっぱりホテルの誘致とかも企画といいますか、望んでいったいいのではないかなと、こんなふうに感じましたので申し上げます。

○委員長（澤野 伸君） 犬山観光ホテルがあるので、なかなか大きなことは言えませんが、滞在型という面で捉えていきたいと思imasけど、よろしいですかね。

あと、何か全体を通じて御意見。

○委員（林 則夫君） ここ四、五十年の流れをそこに記してあるわけなんです、可児市の3代の市長も可児の明智に対しては非常に関心を持っておられまして、初代の林桂町長のときには、今の明智駅ですね。あそこ伏見口という駅名だったんですね。可児市にあって伏見口とは何事だということと、それから明智の荘のど真ん中にある場所ですので、ぜひ駅名を変えたらどうかということをお願いしたら、林桂町長と、当時の渡辺助役と私どもと一緒に名鉄のほうへ陳情いたしまして、そして現在明智駅に変更になっておるわけでございます。

それから、NHK公共放送に関する限り、史実に基づいた報道でないといけないということで、今委員長の手元に資料が行っておるわけなんです、大河ドラマ、その他の報道について、可児の明智というものを非常に軽い扱いをした件がございましたので、市長初め可児市を挙げて、NHKの川口会長ですか、それと橋本元一さんのところへ強硬な抗議を申しした経緯があるわけでございます。先般も視察に行ったときの大河ドラマの件につきましても、今回はそういう扱いをしないようにというようなことで、史実に基づいた報道というようなことで、過去にはこうした抗議文も出しておるわけでございますので、御了承をいただきたいと思imas。

それから、もう1点、大河ドラマの件につきましては、今の総務部長が課長のときに亀岡市と、それから福知山市と一緒にNHKのほうへ出向いておられまして、そのときにNHKの

ほうから10年以内に明智光秀に関する大河ドラマを計画していきたいというような言質も出ておるようでございますので、この点も御了承をいただきたいと思うわけでございます。

それから、先般、福知山の課長から電話が入りまして、年が改まったら一度明智光秀関連の市町でサミット、協議会をやりたいというような御連絡も得ておりますので、もしできるものでしたら天羽委員が御提案になりましたように、大河ドラマの実現に向けても何らかの協力ができればよろしいかなと考えておるところでございますので、以上、報告をさせていただきます。以上です。

○委員長（澤野 伸君） 林委員、ありがとうございます。

また皆さん、もし現物をごらんになりたいということであれば、またお戻ししておきますので、よろしく願います。

また、そういった公式な連絡があれば、委員会でも少しお諮りをさせていただきながら、どう行動するかということも委員の皆さんとしっかり御相談させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いたいと思っております。

○委員（山根一男君） 提案がありましたし、一般質問された天羽委員も見えますし、仮にも総務企画委員会で明智光秀に関して、特にNHKに絡めて視察にも行っているわけですから、これは個人というよりは、この総務企画委員会として、市のほうにどこまで気持ちがあるか、今のところ伝わってきませんですけども、やはり個人的に、もし明智光秀のドラマができたときに可児市が何もやってなければ、一言もそこに可児市の名前すら出すことが多分できないと思っておりますので、そんなことを考えても、議会発で何らかの動きをこの委員会からつくっていく必要があると思っておりますので、ぜひ委員長にもお骨折りいただきたいなと思っております。

○委員長（澤野 伸君） また、情報収集をしっかりしまして、皆さんにお諮りする段階まで持っていきたいと思っておりますので、まだちょっと私のほうも情報不足でございまして、しっかりとまた事務局にも相談しながらやっていきたいと思っております。またその節は、緊急に招集をかけた場合でも、よろしくお願いをいたしたいなというふうに思います。

○委員（渡辺仁美君） 先ほどの申し上げたことについて、ちょっと補足させていただきます。

単なる観光のみでなくて、先ほどの可児委員の観光経済政策に対する質問、岐阜県の市のグループ分けのところで、東濃エリアにくみされていましたが、1つ上の中濃エリアのタイトルが航空宇宙産業クラスターだったんです。それってずうっと続けている特区に愛知県などが入れられている国の政策の一環なんですけど、そこに可児市が入れられなかったというのが、タイトルだけなんですけれども、そういった経済や企業誘致の点でも、ホテルについては余り軽んじず、一つプランの隅っこに入れていただけるといいんじゃないかなと思います。

○委員長（澤野 伸君） その件についても、議長のほうにまた報告を入れさせていただきます。

ほかによろしかったですかね。

日本ライン議長協議会というのは長い歴史があるということでしたけれども、なかなか独

自でどうこうというのは、予算立てしてということが今までなかったということでございましたけれども、何らか少しアクションを伴うようなことをということでのお話がありまして、そうした中で可児市がしっかりまた提言ができたらいいなということでの議長からの御依頼でしたので、ちょっと皆さんに御意見をいただいたところでございます。

それでは、この件につきましては以上とさせていただきますが、よろしかったですね。

〔挙手する者なし〕

そのほか、全体を通じて何か御発言がありましたら。

先ほど林委員と山根委員からの御提起につきましては、しっかりまた皆さんに御報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○委員（山根一男君） 議長協議会の提案、するかどうかはお任せしますけれども、いろんなイベントとかやるにしても、確かに議会というのは難しいと思うんですけれども、せめてそこに所属する議長、副議長だけじゃなくて、議員ですね。特に観光に関心のある議員を集めて、あるいはこういう所管する議員に声をかけて、どこかでセッションみたいなことをやるというような会ぐらいだったら、そんなにあれじゃなくてできるんじゃないかなと思います。まずその辺があると、それだけでも交流になると思いますし、思いつきですけど、もしよかったら提案してください。

○委員長（澤野 伸君） じゃあ、その件もあわせて報告させていただきます。

ほかによろしかったでしょうか。

〔挙手する者なし〕

皆様の御協力のもと、時間ぴったりに終わることができました。

これで総務企画委員会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

閉会 午後0時01分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年12月14日

可児市総務企画委員会委員長